

四日市ドーム条例施行規則をここに公布する。

平成30年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第42号

四日市ドーム条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市ドーム条例（平成9年四日市市条例第19号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 四日市ドーム（以下「ドーム」という。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が次の各号に掲げる場合のほか、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 災害等の事由によるとき。
- (2) 施設の修理等管理上必要があるとき。
- (3) 準備又は撤去のため、開館時間以外に施設を使用しようとする場合において、他の利用に支障がないとき。
- (4) 早朝の一般公開（午前7時から午前9時まで）を実施する場合において、他の利用に支障がないとき。

(休館日)

第3条 ドームの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に当たるときは、その翌日とする。
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで。

(使用期間)

第4条 ドームを引き続き6日を超えて専用使用することはできない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の申請)

第5条 条例第5条第1項の規定により、ドームの使用許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第1に定める申請期間内に四日市市公共施設使用許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により指定管理者に申請しなければならない。ただ

し、個人使用の場合にあつては、口頭で申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項に定める申請期間以外の日においても受付ができるものとする。

(1) 四日市市が主催する行事に使用するとき。

(2) その他指定管理者が特に必要があると認めたとき。

3 第1項の申請書の受付時間は、開館日の午前9時から午後5時までとする。

(許可の順位)

第6条 使用の許可の順位は、次の各号に掲げる使用区分に従い、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 別表第1に掲げる使用区分のうち、1又は2の項に該当する場合 同日の使用時間区分の全部又は一部重複する申請が、複数の者から提出されたときは、相互に協議を行い、調整がつかない場合は、抽選によって順位を決定する。

(2) 別表第1に掲げる使用区分のうち、3から7までの項に該当する場合 申請の順序とする。

(使用の許可)

第7条 指定管理者は、第5条第1項の申請について適当と認めたときは、使用許可を決定し、四日市市公共施設使用許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を申請者に交付するものとする。ただし、個人使用の場合にあつては、四日市ドーム個人使用券(第3号様式。以下「個人使用券」という。)を申請者に交付するものとする。

2 ドームの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可書又は個人使用券を使用の際、係員に提示しなければならない。

(使用の変更及び取消し)

第8条 使用者は、許可書に記載された事項(使用目的、使用日、使用時間区分及び使用施設を除く。)を変更し、又は施設の使用を取り消そうとするときは、四日市市公共施設使用変更(取消)・還付申請書(第4号様式。以下「変更・還付申請書」という。)に許可書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

(利用料金の納付)

第9条 使用者は、使用の許可と同時に利用料金を納付しなければならない。ただし、延長利用料金、特定設備及び備品器具の利用料金は、使用の終了後1週間以内に納付することができる。

2 使用者は、前条の規定により、使用の変更及び取消しを許可された場合において、既納

の利用料金の額が変更後の利用料金の額に対して不足を生じたときは、その不足額を使用の終了までに納付しなければならない。

3 指定管理者は、官公署が使用する場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができるものとする。

(利用料金の減免)

第10条 条例第7条の規定に基づく利用料金の減額又は免除の範囲は、次のとおりとする。

(1) 市内に所在する保育所、幼稚園、小学校、中学校、認定こども園及び障害者団体が、

アリーナを専用使用する場合の条例別表第1及び別表第2に定める利用料金 5割

(2) 市内に在住する、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する

者が、アリーナを個人使用する場合の条例別表第1及び別表第2に定める利用料金 5

割

(3) その他市長が特別の理由があると認めるとき その都度市長が定める割合

2 前項の場合において、減額後の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

3 第1項第1号及び第3号に規定する者は、四日市市公共施設利用料金減免申請書(第5号様式)に減免を必要とする理由を記載し、指定管理者に申請しなければならない。

(特定設備及び備品器具の利用料金)

第11条 ドームの特定設備及び備品器具の利用料金は、別表第2に定める額とする。

(利用料金の還付)

第12条 指定管理者は、災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなかったと認めた場合は、条例第8条ただし書の規定により、利用料金の全部を還付するものとする。

2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、変更・還付申請書に許可書と利用料金領収書を添えて指定管理者に申請しなければならない。

(利用者の遵守事項)

第13条 使用者及びドームを利用する者は、条例及びこの規則に定めるもののほか、次の事項を守らなければならない。

(1) めいていして入場しないこと。

(2) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(3) 他人に危害を及ぼし、又は動物の類若しくは他人の迷惑になる物品を携帯して入場しないこと。

- (4) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 館内を不潔にしないこと。
- (6) 許可を受けないで物品の販売をしないこと。
- (7) 許可を受けないで広告類を掲出し、又は配布しないこと。
- (8) 許可を受けないで指定場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は引き入れないこと。
- (9) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (10) 壁、柱等に張り紙をし、又はくぎの類を打つなど施設等を毀損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (11) 許可を受けた特定設備又は備品器具以外のものを使用しないこと。
- (12) 施設の管理上支障を来すような行為をしないこと。
- (13) その他指定管理者が定める事項及び係員の指示に従うこと。

2 専用使用の場合において、使用者は前項に掲げる事項のほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 収容人員は、定数を超えないこと。
- (2) 入場者の安全確保の措置を講ずること。
- (3) 施設内外の秩序を保つため、必要な整理の人員を配置すること。
- (4) 入場者に対し、前項に掲げる事項を守らせ、施設の管理上必要な場合はその入場を拒み、又は退場させること。

(特別設備の申請)

第14条 条例第11条の規定による特別の設備の許可を受けようとする者は、申請書により指定管理者に申請しなければならない。

(職務上の立入り)

第15条 使用者は、係員の職務上の入場又は入室を拒んではならない。

(施設等の損傷の届出)

第16条 使用者は、施設等を損傷又は滅失したときは、直ちにその理由を付して、指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用後の届出及び点検)

第17条 使用者は、条例第13条の規定により、施設等を原状に回復したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その点検を受けなければならない。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

使用区分	申請期間
1 1日単位を超えてアリーナ全面を使用するとき	使用する前年度の11月15日から 12月27日まで
2 市、県又は国レベル並びにそれらと同程度の大会等のために、1日単位以上でアリーナ全面を使用するとき	
3 上記1又は2の使用区分に該当し、定められた申請期間経過後に申請するとき	4月から6月分までの申請は2月の初日から使用日まで
4 上記1及び2以外の使用区分で、1日単位、午前、午後又は夜間だけで、アリーナ全面又は半面を使用するとき	7月から9月分までの申請は4月の初日から使用日まで
	10月から12月分までの申請は7月の初日から使用日まで
	1月から3月分までの申請は10月の初日から使用日までとする。
5 アリーナの一般公開日に個人使用するとき	当日
6 アリーナの早朝一般公開日に個人使用するとき	当日
7 大会議室、小会議室、練習室、準備室、控室1又は控室2を使用するとき	4月から6月分までの申請は2月の初日から使用日まで 7月から9月分までの申請は4月の初日から使用日まで 10月から12月分までの申請は7月の初日から使用日まで 1月から3月分までの申請は10月の初日から使用日までとする。 ただし、アリーナ全面使用を伴う場合は、上記(1)又は(2)の使用区分と同時に使用する場合は、当該使用区

分の申請期間を適用する。

備考

- 1 「1日単位」とは、午前及び午後、午後及び夜間、全日のいずれかで使用する場合をいう。
- 2 「使用日」とは、使用しようとする日をいう。ただし、2日以上継続して使用しようとするときは、その最初の日をいう。
- 3 「使用」とは、準備及び撤去に要する使用を含むものとする。

別表第2（第11条関係）

1 施設及び特定設備利用料金の上限額

(1) アリーナ早朝一般公開

アリーナの早朝一般公開における利用料金は、条例第6条第2項の規定を準用する。  
この場合において、条例別表第1中「直近の使用許可時間区分」とあるのは「午前の区分」と、条例別表第2中「午前9時から午後9時まで」とあるのは「午前7時から午前9時まで」と読み替える。

(2) 照明設備

①夜間照明

区分		金額（円）
基本利用料金	4月1日から9月30日まで	8,640
	10月1日から3月31日まで	12,960
追加利用料金	1／2点灯	1時間 4,320
	1／4点灯	1時間 2,160

②昼間照明

区分	金額（円）
全点灯	1時間 8,640
1／2点灯	1時間 4,320
1／4点灯	1時間 2,160

(3) 音響設備

区分		金額（円）
アマチュアスポーツに使用する場合	簡易操作卓を使用する場合	1回 3,240
	放送室を使用する場合	1回 6,480

その他の催し物に使用する場合	簡易操作卓を使用する場合	1回 6,480
	放送室を使用する場合	1回 12,960

(4) 大型映像装置

区分		金額 (円)
アマチュアスポーツに使用する場合	簡易操作卓を使用する場合	1回 3,240
	放送室を使用する場合	1回 6,480
その他の催し物に使用する場合	簡易操作卓を使用する場合	1回 6,480
	放送室を使用する場合	1回 12,960
広告放映を含んで使用する場合		1時間 10,800

(5) 冷暖房設備

区分	使用範囲	金額 (円)
冷暖房	半面	1時間 22,680
	全面	1時間 37,800

2 備品器具利用料金の上限額

(1) スポーツ関係

種目	単位	金額 (円)
サッカー	1面1回	1,620
少年サッカー	1面1回	1,080
フットサル (ミニサッカー)	1面1回	650
ハンドボール	1面1回	650
ソフトボール	1面1回	2,160
少年野球	1面1回	2,160
テニス・ソフトテニス	1面1回	650
アメリカンフットボール	1式1回	2,160
ホッケー	1式1回	1,620
ゲートボール	1面1回	540
グラウンドゴルフ	1式1回	540
運動会	1式1回	10,800
バレーボール	1面1回	650
バドミントン	1面1回	650
アーチェリー	1式1回	1,620

ディスクゴルフ	1式1回	1,080
バスケットボール	1面1回	760

(2) 電気機器 (音響・映像・照明関係)

区分	備品器具名	単位	金額 (円)
アリーナ	移動式分電盤 (ケーブル・リール付)	1組1回	4,320
	競技時計操作盤 (ケーブル付)	1式1回	430
	スポットライトハロゲン平凸レンズ1KW	1式1回	860
	スポットライトハロゲンフレネルレンズ1KW	1式1回	860
	移動型スピーカ (スタンド)	1台1回	1,080
	移動型スピーカ (フロア)	1台1回	1,080
	ワイヤレスマイクロホン (ハンド型)	1本1回	1,080
	ワイヤレスマイクロホン (タイピン型)	1本1回	1,080
	コンデンサマイクロホン	1本1回	1,080
	ダイナミックマイクロホン	1本1回	650
	マイクスタンド	1本1回	110
	マイクケーブル	1巻1回	320
	スピーカケーブル	1巻1回	320
	マルチコネクターボックス	1台1回	540
	マルチケーブル	1巻1回	1,080
	マルチケーブル (リール付)	1巻1回	1,080
	ポータブルワイヤレスアンプ (マイク付)	1式1回	220
	大会議室	音響セット	1式1回
映像セット		1式1回	1,080
小会議室	レクチャーテーブル	1式1回	540
練習室	音響セット	1式1回	1,080

(3) 舞台関係

	備品器具名	単位	金額 (円)
	簡易ステージ	1台1回	540
	演台	1台1回	540
	司会卓	1台1回	220
	花台	1台1回	220

パネルスクリーン（音響反射板）	1式1回	1,620
-----------------	------	-------

(4) その他

備品器具名	単位	金額（円）
サインスタンド	1台1回	40
バトン	1本1回	430
コンパネ	1枚1回	40
養生シート	1枚1回	430
長机	1脚1回	30
椅子	1脚1回	30
電気使用料	1口1回	120
給排水設備使用料	1栓1回	110
ホワイトボード	1台1回	70
コードレス電話	1台1回	40
コインロッカー	1回	100
コインシャワー	1回	100
フォークリフト	1台1回	3,240
ハンディビデオカメラ	1台1回	1,080
カラーコーン	1個1回	10
移動フェンス	1個1回	30
デジタルタイマーセット	1台1回	110
得点板	1台1回	110
表彰台	1式1回	540
ガイドポール	1本1回	110

備考

- 1 夜間照明は、1／2点灯までを基本とする。
- 2 昼間とは、条例別表第1及び別表第2に定める午前又は午後の使用時間区分をいう。
- 3 別表第2中1回とは、条例別表に定める午前、午後及び夜間の使用時間区分をいう。ただし、コインロッカー及びコインシャワーは除く。

第1号様式（第5条関係）

四日市市公共施設使用許可申請書

年 月 日

利用者番号

利用者名／団体名

住 所

電話番号

次のとおり、四日市市公共施設を使用したいので申請します。

受付番号	
施設	
施設内の場所	
利用目的 (行事名称)	
利用日時	年 月 日 ( 曜 ) 時 分 ~ 時 分
利用責任者	
利用人数	人

出演者					
出演予定者数	人	入場予定者数	人	会場整理員	人

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	利用時間	利用人数	冷暖房設備	照明設備

合 計 円

第2号様式（第7条関係）

四日市市公共施設使用許可書

許可 号  
年 月 日

〒

様

次のとおり、四日市市公共施設の使用を許可します。

受付番号		利用者番号	
施設			
施設内の場所			
利用目的 (行事名称)			
利用日時	年 月 日 ( 曜 ) 時 分 ~ 時 分		
利用責任者			
利用人数			

出演者					
出演予定者数	人	入場予定者数	人	会場整理員	人

受付施設	
------	--

日付	施設内の場所	利用時間	利用人数	冷暖房設備	照明設備

合 計	円
-----	---

第3号様式（第7条関係）

四日市ドーム個人使用券

使用日

退場時間

円

指定管理者

注意事項

- 1 使用時間は、2時間以内とします。
- 2 係員が求めたときは、本券を提示してください。
- 3 本券は他人に貸したり、譲渡することはできません。
- 4 本券を紛失したときは、改めて料金を申し受けます。

第4号様式（第8条関係）

四日市市公共施設使用変更（取消）・還付申請書

年 月 日

利用者番号

利用者名／団体名

申請者 印

住 所

電話番号

次のとおり、利用料金の変更（取消）・還付を申請します。

施 設	<input type="text"/>
-----	----------------------

調 定 額	納 入 済 額	還 付 対 象 額
円	円	円

No	施設内の場所	利用日時	状態	取消・変更理由	還付対象額	還付率	還付額

返還額・還付額 円

第5号様式（第10条関係）

四日市市公共施設利用料金減免申請書

年 月 日

利用者番号

利用者名／団体名

住 所

電話番号

次のとおり、利用料金の減免を受けたいので申請します。

受付番号			
施設			
施設内の場所			
利用目的			
(行事名称)			
利用日時	年 月 日 ( 曜 ) 時 分 ~ 時 分		
利用料金	減免前利用料	減 免 額	合 計
	円	円	円
減免理由			

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)